

1005 マニフェスト等による輸入申告手続

通常、貨物を輸入するときは、輸入者ごとに申告書を作成する必要があります。

しかしながら、航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、混載貨物の荷受人ごとの輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C-5050）にマニフェストを添付して輸入申告を行うことができます。

- (1) 混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であって、一の混載貨物運送状に係る貨物について関税定率法第14条第18号《課税価格1万円以下の少額貨物の無条件免税》の規定が適用されるもの
- (2) 消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの
- (3) 関税法第70条第1項又は第2項《証明又は確認》の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの
- (4) 関税法第71条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》に規定する表示がなされていないもの

この場合、貨物の輸入者名、品名、数量、価格、積載機名、House Air Waybill 番号等の事項を申告して輸入申告を行います。

（関税法基本通達67-4-6、67-4-7）